

知的財産に関する時事的なテーマとして、大学における知的財産、職務発明の対価、進歩性のハードル、の「3題」について思うところを述べる。

第一題

大学における知的財産

国立大学が法人化され、全国の大学における知的財産の流れが変化してきた。ともかく、大学が特許出願することに積極的になってきた。そのこと自体は好ましいことであるが、そこには幾つかの問題がある。

実施化率

発明は、産業界で実施されなければ価値を生まない。実施されない発明で特許を取っても“絵に描いた餅”である。

企業による特許出願は、通常は自社で実施している分野の発明を対象としているから、いわゆる実施化率は本来的に高いはずである。しかし、現実には代替技術の出現やコストの問題、その他の様々な技術的、経済的要因により、必ずしも出願発明の実施化率は高くない。

大学による特許出願は、実施の現場から離れた研究室で生まれた発明を対象とするから、実施化率は必然的に低くならざるを得ない。もちろん、企業との共同研究から生まれる場合もあるが、大学発明のメインは大学自身による独自の発明である。大学では、出願発明の実施化率が低いことを覚悟の上

で知財活動に取り組まなければならない、というハンディがある。

<出願等の経費>

特許出願するには明細書が必要であり、相応の経費がかかる。ましてや、審査を受けて拒絶理由通知に回答し、さらに特許後に登録料を払って権利を維持しようとする、その経費は決して安くはない。

理想を言えば、国家的規模で推奨されている「知的財産創造サイクル」が機能することであるが、このサイクルは「企業によって発明が実施化されて、コスト以上のライセンス料が大学に入る」ことを前提にしている。仮に、大学発明が実施化されて出願等の経費の百倍のライセンス料が入ったとしても、それ以外に実施化されない百件の出願がされていたとしたら、「出願の総経費」イコール「ライセンスの総収入」となって知的財産創造サイクルは現状維持で立ち止まってしまう。

実施化率のアップと経費削減

当たり前のことであるが、この二つを「本気でやる」しかない。

実施化率を上げる方法は、第1に、実施化率を強く意識した発明活動をすること、第2に、実施化率の高い発明を選択して出願対象とすること、である。いずれも総論では簡単であるが、各論では容易なことではない。

経費削減について言えば、審査請求料や特許料は変えられないから、明細書の作成等に必要経費を削減するしかない。その方法は

第二題

職務発明の対価

二つあり、第1は、特許事務所に手数料のダンピングを求めること、第2は、大学人が自ら明細書を作成し自ら出願の手続をすること、である。しかし、これも総論では簡単であるが、各論では容易なことではない。

いずれにせよ、これらの問題解決に秘策はないのであるが、これから大学の「知的財産創造サイクル」を回転させようとする現時点では、出願経費の持ち出しになることは止むを得ない。今のうちに、近い将来における「知的財産創造サイクル」の燃料を仕込むことが大切である。

海外と比較すると・・・

日本は、なにかと言うとアメリカの例を参考にする。これも大切なことであるが、目をアジアに転じると、お隣の中国では大学による特許出願が驚くほど増加している。そして、大学発のベンチャーも非常に盛んである。

北京の中関村は「中国のシリコンバレー」と呼ばれるハイテク産業の集積地であるが、その中心的役割を果たしているのが北京大学と精華大学である。両校から産まれた大学発のベンチャー企業は百社を超え、ますます増え続けている。

日本の大学が学ぶべき相手は、アメリカではなく中国ではないのか・・・と感じてしまうが、ともあれ、スタートした知的財産の取り組みが大学を変え、日本を変える原動力の一つになるよう、私もささやかながら関わっていきたい。

青色LED裁判が「和解」で終結してしまった。センセーショナルな200億円判決（認定は604億円）の是非には決着がつかず、高裁の判断に注目していた人々（私もその一人）には肩透かしである。

この事件の帰趨については、色々と評価が分かれて積み残した問題も多い。

司法が「経営に配慮？」

和解のニュースが流れた翌日、ある全国紙には「百分の一に減額」した「発明対価 経営に配慮」、「高裁 産業競争力維持を重視」という見出しが躍った。わかりやすいタイトルであるが、誤解を招く。まるで東京高裁が法律的検討なしに、政策的配慮で発明対価を決めているかのような誤解である。

そもそも、東京地裁の青色LED判決は原告が発明した404号特許一本に関するものであり、その特許発明の対価が対象になっていた。高裁での和解対象は、原告が発明に関与した約200件の特許の全てを実質的に包括したものであり、404号特許はその中の一件に過ぎない。

また、「百分の一に減額」したのは判決ではなく、あくまでも当事者の和解である。原告は「日本の司法制度は腐っている」と言ったが、冷静に分析すれば、404号特許の発明対価は、それほど多くはないことが理解できる。いず

れにせよ、高裁判決を受ければ、その対象は404号特許一本であるから著しく減額されるとの予想（報道によると、原告代理人は裁判長の強い姿勢から読み取ったらしい。）の下で、残り200件余りの特許（係争の対象外の特許）も含めて原告は「自らの判断で」6億円でよし、と妥協したのである。

仮に高裁判決が出ていたら・・・

本誌41号（昨年夏号）で、私は「青色LED地裁判決は、幾つかの点で脆弱な推定と曖昧な認定に基づき判決されている。このため、『大どんでん返し』で発明の『対価ゼロ』・・・なんて高裁判決が出るかもしれない」と書いた。

仮に判決が出ていたら・・・関係者や識者の言う予想額は、報道等によると百万円未満から2億円まで様々であるが、6百万から1千万円台、というのが最も信憑性の高い見方であるらしい。

そもそも、地裁判決での認定に大きな問題があった。原告の貢献率や予想実施料率の妥当性以外に、被告会社が本当に404号を実施していたのか否か、という点でも問題があった。私が「高裁判決では対価ゼロかも？」という趣旨で書いた理由の一つは、この点に疑問を感じたからである。

404号特許の明細書を読むと、その技術が実験室で使われるタイプの結晶膜成長方法であることがわかる。同時に、近似した先行技術があるところから、権利範囲を拡大解釈すると進歩性の自己否定になる、ということも理解できる。

そうだとすれば、被告会社の量産工程で現に使っている/今後も使いつける技術は、404号特許の権利範囲から外れるのではないのか、と感じたからである。

地裁判決への疑問

東京地裁の200億円判決では、「当裁判所は、被告現方法は本件特許発明の技術的範囲に属する」と認定する一方で、「特許権侵害訴訟と異なり、本件のような職務発明の相当対価請求訴訟においては、上記の点（被告会社の量産工程で現に使っているか否かという点 筆者注）は、必ずしも相当対価算定に当たり結論に影響を与えるものではない」としているが、それで良いのであろうか。

さらに地裁判決は、「被告現方法が厳密には本件特許発明の技術的範囲に属しないとしても、被告会社が高輝度青色LED及びLD市場において優位な立場を通じて得ている超過売上高は、いずれにせよ、本件特許発明の実施を独占したことによる利益である」と認定している。法律的には権利範囲外であっても市場で優位だから実施の独占による利益である、と言っているとも受け取れるが、いかがなものか。

私は、職務発明の対価というもののは、クレームの範囲外での実施に対して生じるはずはない、と考えている。そうだとするならば、先行技術との関係で拡大解釈が許されない404号特許の権利範囲から被告現方法が外れていることは、充分に有り得るところから、40

4号特許の発明の対価は過去の実施（原告が被告会社に在職していた頃の実施）については発生することは有り得ても、現在および将来の量産工程については発明の対価は生じないのではないかと、思う。ちなみに、地裁での巨額（604億円）認定は、被告会社の現在および将来の売り上げ予想に対する対価が大半を占めている。

ともあれ、東京地裁の青色LED判決は、対象が「世紀の大発明」であるから「桁違いの高額対価が妥当」というような、いわば原告の英雄イメージ（マスコミで作られた？）が先入観となり、初めに「結論ありき」の判決理由で論理構成されたのではないかと、この疑問を禁じ得ないが、これは、私が穿ち過ぎているからだろうか。

特許法35条の問題

昨年の4月に法35条が改正されたが、基本的な枠組みは変わっていないので、仮に改正法の下で今回の青色LED事件があったとしても結論は変わらない。

そもそも、この青色LEDは単一の発明で実現したものではなく、いくつもの重要発明の積み重ねの上で実現され、実用化され、市場が形成されていった工業製品である。つまり、技術の種が蒔かれて肥料と水が与えられ、温度や日照時間が管理がされ、そういう中で発芽し、育苗され、徐々に育っていった製品である。この場合、問題の404号特許は決して青色LEDという発光ダイオードの発明ではなく、そのダイオードを作る

ための基板の発明であるから、単に原生種の「種が蒔かれた」に過ぎず、未だ発光ダイオードとしては発芽もしていない段階の発明である。ましてや、巨額対価の算定基礎の大きな部分を占めた青色LD（レーザーダイオード）については、404号特許は種がその蒔かれる“以前”の発明といわざるを得ない。

原告は、種を蒔いたことで青色LEDの実現に不可欠の役割を果たしたが、東京地裁はその点に着目し、原告による約200件のうちの一件である404号特許のみで巨額判決を下したのである。いずれにせよ、一連の発明が積み重なって初めて製品として実用化できるような発明の場合に、その前提となった発明対価の問題をどう処理するのか、この点についての司法の判断は先送りとなった。

第三題

進歩性のハードル

数年前と比較して、特許審査・審判における進歩性のハードルが目立って高くなっている、と感じる。業界筋によると、影響力の大きい業界団体が「オートカフェ特許のような権利を成立させるな！」と圧力をかけ、それに特許庁がやや過剰に反応した、ということらしいが、真偽のほどは確認していない。

特許性のない権利が跋扈すると、産業に与える悪影響が大きくなる。しかし、限度を越えてハードルを上げると、日本の特許制度の空洞化をもたらす。

予備審査と異なる結論

PCT出願して国際予備審査を請求したところ、「進歩性有り」との予備的見解が得られたので国内段階に移行した。ところが、特許庁から届いたのは「進歩性なし」の拒絶理由で、引用例は国際予備審査と同じ文献だった...といえるのは、最近の実感である。

同じ日本特許庁での審査でありながら、どうして結論が異なるのか。結局、意見書等で応答するも認められず、権利化を断念した出願人には釈然としない思いが残る。この出願人は「今後は日本で予備審査請求しない」と決めたという。

予備審査を経て外国出願したら...

国際予備審査により「進歩性有り」との予備的見解が得られたので、アメリカ、ヨーロッパ等に国内移行したところ、首尾よく進歩性が認められて特許が成立した。最も遅れていた日本での審査が始まったが、特許庁から届いたのは「進歩性なし」の拒絶理由であり、引用例は国際予備審査と同じ文献と、発明の構成要件の一つに関する周知慣用技術を示す、という異なる分野の特許公報だった...これも、最近の実話である。

結局、この「周知慣用技術を適用しただけ」との審査官の認定を覆せず、日本では特許は成立しなかった。もともと、この特許は米国市場がターゲットの製品に関するもので、米国特許が成立していれば日本特許の価値は低いものであった。しかし、本国（日本）で「周知慣用技術を適用しただけ」

との理由で拒絶されてしまうと、米国等での権利行使に大きく差し支える。

この出願人は、日本に国内移行したことが悔やまれるところから、今後はケースによっては「日本出願せずに直接米国出願する」という方針を採用することとした。

がんばれ特許庁！

もし仮に、このような審査の流れ（いずれも実話である。）が「業界団体の圧力」に起因するものであるなら、かかる団体は発言力の大きさを自覚して言動を慎むべきであるが、特許庁においては、そのような圧力（？）を跳ね除けて頑張って欲しいと思う。

特許審査は、特許法と審査基準と判例のみに依拠して、厳正かつ公正に行うことが必要であり、それだけで充分である、と思う。

進歩性のハードルが高くなった別の理由として、裁判所で無効理由あり（権利濫用）との判決が多いこと、特許が無効審判や取消訴訟で無効になることが多いこと等から、審査・審判での進歩性のハードルが高くなっている、と指摘する声もある。もし仮に、これが「周知慣用技術を適用しただけ」等の拒絶理由が増加している背景にあるなら、少々筋違いであろう。

特許審査は、一定の限られた時間に職権審査した結果であるから、発見できる先行技術が限定されており、そもそも完全無欠な結論が得られるはずはない。無効審判や侵害訴訟は、特許の審査に比べれば遥かに長い時間を使って、その

業界の当業者同士が証拠を出し合って審理される。そのため、審査官の職権審査・調査では発見できない証拠も提示されるから、職権審査に比べて遥かに完全無欠に近い結論が得られるのは当然である。

この両者の制度上の差異を見ないで、無効審判や侵害訴訟における無効論に耐えられるような査定をしようとする、ちょうど良い「引用例はないが周知慣用技術を適用しただけ」等の安直な拒絶理由が乱発されることになる。仮に、審査時の引用例と同じ証拠のみで無効（審決、権利濫用）と判断されたとしたら、それは問題であろう。しかし、審査時の引用例とは別の証拠が出てきて無効（審決、権利濫用）と判断されたのなら、それは取り立てて問題とするほどのものではない。

日本の国益

無効審判や侵害訴訟における無効論に耐えられるような査定、ということ意識し過ぎると、本来は保護されるべき大事な発明が埋もれてしまい、知財創造立国が根柢から揺らいでしまう。ましてや、同じ発明が外国では特許になるのに日本では拒絶される、ということになると、日本の特許制度が日本企業の海外戦略を阻害する要因になりかねない。

日本の国益がどこにあるのか定かたでなくなる、そのような本末転倒（自虐的？）とも言うべき事態が霞ヶ関近辺で生じることだけは避けたいものである。

TERMINOLOGY

【特許明細書・用語考】 第6回

名古屋 裕一郎

【 設】の続き

前回、「突設」や「埋設」などの「設」系用語について書きましたが、事務所の内外から次のような質問を受けました。

「設ける」の英訳は？ 「突設」の英訳は？ というものです。

まず、「設ける」の代表的な英訳例は、provideを用いたものです。「AにはBが設けられている」ならば、A is provided with Bというような使い方をします。しかし、前回も述べましたとおり、その意義に「作る」や「こしらえる」という概念も含まれますので、いろいろなバリエーションがあり、ケース・バイ・ケースでformやattach あるいはhavなどで表現することもあります。

「突設」はどう訳すか。これは、「突出」として英訳すれば足ります。「AにはBが突設されている」という文ならば、B protrudes from Aと訳しておけばよいでしょう。

また、静止状態をしっかりと表現したい場合、特にクレームでは、A has B protruding therefromのようにhavを用いることが多いのですが、その場合、「設けられている」というニュアンスが出てきます。

その他の「埋設」や「張設」なども同様です。

意外なほど同じ質問を数人から受けましたので、ここでまとめて回答させていただきました。

さて、前回予告しました「止」系系の用語について見ていきましょう。

【 止】

「止」の字には、ストップという意味と、固定という意味があります。

前者の意味では、静止、抑止、防止、封止などがあります。このうち、あまり馴染みのないものは「封止」だと思います。

「封止」はシール(seal)のことです。「隙間を水密に封止する」というように使います。普通の辞書にない「封止」を使わずに、「シールする」と書くこともできますし、最近の明細書では「シール」の方が多数派となっているようですが、まだまだ「封止」も多用されています。何故でしょうか。これは、おそらく名詞のシール(ガスケットやパッキンなどのこと)と動詞のシールとの混在を嫌ったためと思われる。「シールでシールする」よりも「シールで封止する」とした方が、確かに見やすいようです。

なお、上で書きました「水密」は、水が漏れない状態をいい、「液密」ともいいます。私は、スイミツという音から桃をイメージしてしましますので、「液密」の方を使っています。また、「水密に封止」を「封水」といいますが、これはJIS用語集にあるれっきとした技術用語です。言うまでもないでしょうが、気体が漏れない状態は「気密」です。

次に、固定という意味での「止」系用語ですが、これには、係止、掛止、繫止、拘止、咬止、錠止、碇止などがあります。

これらは、「～して固定する」または「～した状態で固定する」と解釈すればよいことになっています。

「係止」については、次回以降に

述べますので、まず、「掛止」から。これはケイシまたはカイシと読み、「引っ掛けて固定する」という意味になります。英語で書くと、lock with a hookや latch and holdのようになります。英訳の際に気を付けなければいけないことは、「掛」は「止(固定)」のための手段であり、意味として重要なのは「止」の方であるということです。他の「止」系用語も同様です。「突設」などは「設」よりも「突」の方に重きがありましたので、「設」を訳さなくてもよいのですが、「止」系用語では、「止」のニュアンスをきちんと訳出する必要があります。

もう他の言葉の意味もおわかりでしょうが、「繫止(ケイシ)」は、ロープのようなものでつなぎ止めることですし、「拘止(コウシ)」は拘束した状態で止めることです。「咬止」は、咬み合った状態で止めることで、ドアを楔で止めているような状態をいいます。「錠止(ジョウシ)」は錠(かぎ)で、「碇止(テイシ)」は碇(おもり)でそれぞれ固定することです。

「止」系用語はそれほど使い方の難しいものではありませんが、漢字自体の意味が分かりにくいものが多く、最近の明細書で見かけることは少なくなっていました。

以上

(ご注意)

「特許明細書・用語考」の内容は創英国際特許法律事務所の統一した見解ではなく、名古屋の私見によるものである点、ご了承ください。



特許制度活用便利帳

第6回

「審査請求時の検討事項③」

弁理士 石田 悟

<Q> その他、特許出願の権利化作業を進める上で便利な制度があれば教えて下さい。

<A> ケースに応じていろいろな制度が利用可能です。お気軽にご相談下さい。

ま ずは、特許庁のホームページで「特許行政サービスメニュー」を見てみましょう。このメニューは、特許庁がそのサービスをわかりやすく紹介するために作成したもので、制度情報検索などになかなか便利なメニューです。

このサービスメニューで「審査」の項目をみると、前回紹介した早期審査制度以外では、関連出願連携審査制度、面接審査、巡回審査、テレビ面接審査、及び特許審査状況確認が挙げられています。

関 連出願連携審査制度は、技術的に関連する一連の出願を体系的に審査する制度で、早期審査制度とともに、出願人の事業戦略に応じた多様な保護のための制度として位置付けられています。

本制度を利用するには、毎年9月に行われる関連出願連携審査参加出願人の募集に応募し、特許庁から送付される案件リストに審査をまとめるための情報を付して回答します。これに対して、特許庁では、出願人が選定した関連出願群のまとめ情報等を参考にしてまとめ審査、起案、

発送、あるいは必要があれば一括技術説明、面接等を行います。

具体的には、例えば、同一の製品に関する出願群、あるいは同一の発明者による出願群などについて、出願群単位で審査を進めることが考えられます。

このような制度を利用することにより、一括して審査を行うことによる審査の効率化、統一した判断基準で審査が進められることによる権利の安定化、適切なパテント・ポートフォリオ戦略の構築、などの効果が期待できます。また、早期審査制度と組み合わせた利用も可能です。

面 接審査は、審査官が出願人及びその代理人と直接会って発明の技術説明、先行技術との対比説明、補正案の検討などを行うもので、拒絶理由通知への応答時にしばしば利用されています。また、面接よりも手軽な手法として、電話・ファクシミリ等によって審査官とコミュニケーションをとることも有効です。

巡回審査、テレビ面接審査は、面接審査の十分な活用を図るための施策です。まず、巡回審査は、各地域の中小・ベンチャー企業、大学、TLOなどによる利用を主に想定したもので、各地の面接会場に審査官が出張して面接審査を行う制度です。

また、テレビ面接審査は、審査官と出願人との間の意思疎通を容易化するためのもので、テレビ会議システムが設置された各地の特許室を利

用して面接審査を行う制度です。また、出願人自身がテレビ会議システムを所有している場合には、直接にテレビ面接を行うことも可能です。

また、特許審査状況確認は、審査状況伺書の提出によって、出願人が審査の進行状況を確認することができる制度です。

以 上説明した各制度を利用して特許出願の審査を適切かつ効率良く進めるためには、出願人及び代理人の側において十分な検討、対応を行うことが必要です。

第一には、各案件において上記各制度の利用を適切に検討、判断すること、第二には、各制度を利用する際に、出願人と代理人との間でその準備を充分に行うことが重要です。

例えば、面接審査を利用する場合には、技術説明のための資料は充分か、補正が必要と判断された場合の補正案は用意したか、審査段階で許可/不可の補正範囲はどこまでか、などについて、事前に十分な検討及び意思統一を行っておくことが大切です。

特許庁が出願審査について提供している様々なサービス。出願人側でも、代理人と相談しつつ十分に活用していきましょう。

以上

知らなげや恥かく

判例の常識(22)

判例の詳細な情報が必要な方は、各判例の担当者にTEL、FAX、メール等でお問い合わせ下さい。

不使用取消審判棄却
の取消訴訟【東京高裁 平成16(行ケ)312
商標権 行政訴訟事件】

本件は、指定商品に含まれる「薬用ハンドクリーム」について登録商標と社会通念上同一の商標の使用を証明したことから、本件商標の指定商品中「化粧品」に係る登録に対する不使用取消審判が棄却され、この審決の取り消しを求めたものである。

被告の提出した使用証明では、容器表側に「PLANT」、「HANDCARE」の二段書き、その下に「medicated」、「CREAM」と記載され、下部には「OPALCOSMETICS」との表示がある。容器背面には、最上段に「プラントハンドケア薬用クリーム」の文字が記載され、その下に順に、効能書き、使用方法、価格表示などが記載されている。このため、原告は、この「PLANT」/「プラント」は、「HAND CARE」(手入れ)、「medicated」薬用と同様に、「植物に由来する成分」を意味すると誤認されるので、品質表示にすぎず、自他商品識別機能を果たされないから、商標として使用されているとは言えないため、不使用により取り消されるべきものであると主張する。

しかしながら、「PLANT」/「プラント」以外の語句である「HAND CARE」、「medicated」、「CREAM」の表示は化粧品(クリーム)に使用した場合には、いずれも化粧品と密接に関連する意味を有し、一体となって、「手を手入れする薬用クリーム」という観念が生じ、取引者、需要者に対し商品の出所について格別の印象を与えるものではないが、「PLANT」/「プラント」は、これらの語句とは異なり、化粧品の品質、用途等を直接表示するものではないし、特に化粧品と関連する意味を有しているわけではない。たしかに、「PLANT」/「プラント」は、「植物」を意味する語であるが、「工場設備」を意味する語でもあるから、化粧品に使用したことをもって、「植物」という観念が生じるとは即断できず、「植物」という観念が生じるとしても、使用商品の品質、用途等を直接表示するものではなく、特に使用商品と関連した意味を有しているわけでもないから、「植物に由来する成分」という観念が生じるとまでは認め難いと判示し、原告の主張を退けた。

(詳細についての問い合わせ：弁理士・光野文子)

インクジェットプリンタ用
インクタンク事件【H16.12.8東京地裁 平成16(ワ)8557
特許権 民事訴訟事件】

本件は、インクジェットプリンタ用のインクタンクに関する物と製造方法の特許権を有する原告が、上記特許権の実施品である原告製品の使用済み品を利用して製品化された被告製品を輸入する被告に対し、上記特許権に基づき、製品の輸入、販売等の差止め及び廃棄を求めたのに対し、被告が特許権の消尽等を主張してこれを争った事案である。

判決では、インクの詰め替えは製品の修理の範囲内で新たな生産には当たらず、国内でも海外でも、原告がインクタンクを販売した時点で特許権が消尽しており、特許侵害を構成しないとされた。

本件では、リサイクル品と特許消尽との関係について、「本件インクタンク本体は、インクを使い切った後も破損等がなく、インク収納容器として十分再利用することが可能であり、消耗品であるインクに比し耐用期間が長い関係にある。この点は、撮影後にフィルムを取り出し、新たなフィルムを装填すると、裏カバーと本体との間のフック、超音波溶着部分等が破壊されてしまう使い捨てカメラ事件判決の事案とは大きく異なっている。そして、液体収納室の上面に注入孔を開ければ、インクの再充填が可能である。」と述べて、「使い捨てカメラ事件」(東京地裁：平成8(ワ)16782)を引合いに出し、元の製品の破壊の程度を消尽判断の一基準としていることが注目される。

また判決では、「特許された製造方法により生産された製品を譲り受けた者が、当該製品を使用し譲渡等する権利に基づき、その製品の寿命を維持又は保持するために当該特許製品を修理することができることは、物の特許の場合と同様であり、製造方法の特許についてだけ構成要件の一部に該当する行為があれば当然特許権侵害となると解すべき理由はない。したがって、物を生産する方法の特許の場合も、物の特許の場合におけると同様な考慮要素を総合して新たな生産か修理かを判断する必要があるというべき」と判示し、製造方法の特許発明についても、新たな生産に該当するものでないため、特許権が消尽しており、特許侵害を構成しないとされた。

(詳細についての問い合わせ：弁理士・黒木義樹)



【エコ自慢】 my ECO

カップ麺容器との闘い

正義は勝つ。はず

大学を卒業し、以前勤めていた会社で働き始めたころのことです。

私が配属された職場でもご多分にれず、生ゴミ、プラスチックゴミ、ビン、缶等々を分別して捨てていました。そして、比較的多くの人が分別のルールに従ってゴミを捨てていたと思います。しかし、そんな中、カップラーメンの容器を汁ごと、生ゴミ入れの中に捨てている人がいました。当時まだ若く正義感の強かった私は、生ゴミ入れの中にカップラーメンの容器を見つけるたびに、その中に手を突っ込んで容器を出すという作業を繰り返していました。

けれど、何とか自らその人にその行為を止めてもらいたい、と考えた私は彼の人との闘いを始めることにしました。とはいえ、犯人を特定できていませんから、直接言うことはできません（職場の人数は70人弱くらいだったと思います）。そこでまずは、各ゴミ箱に大きく“生ゴミ”とか“プラスチック”とか書かれた紙を貼ることにしました。しかし、予想通りそのくらいでは止めません。次に、“プラスチック”の脇に括弧書きで“カップラーメンの容器など”と書いてみましたが、これも効果なし。結局、“カップラーメンを食べたときのゴミの捨て方。カップラーメンを食べたときには、三角コーナーを利用して中味を捨て…（中略）…容器はプラスチック用ゴミ箱に捨てること”と捨て方を詳細に説明した紙を貼って、初めて容器をプラスチックゴミに捨ててくれるようになりました。

こうして彼/彼女との闘いは終わりましたが、これは私の勝利？ただ、これをきっかけに彼/彼女がカップラーメンの容器を分別して捨ててくれるようになっていたとすれば、私のエコ自慢として語れま

すよね？

野菜から作る紙

10のマイナス19乗

私は以前、とある学習塾で、子供達と一緒に理科実験をしていたことがあります。その際に行った実験の一つとして、「野菜から紙を作る」というものがありました。

野菜には繊維があるため、この繊維を用いれば紙を作ることも可能ですし、野菜の種類に応じて、さまざまな、色や硬さの紙が作れたら楽しいだろうな、と思いました。しかし、果たして、子供達に作れるような簡単なものなのだろうか、と初めは正直言って半身半疑でした。

しかし、やってみると案外簡単にできましたし、できあがりもなかなか洒落ていました。大根の葉や、たまねぎの皮、ブロッコリーの葉などは、料理を作る際に「ゴミ」として捨てられています。これを利用できれば、ちょっとしたリサイクルができるのです。

参考までに作り方の一例を簡単に紹介します。

- ・葉を2cm程度の長さに切る
- ・なべに水、葉および重曹（少々）を水に入れて2 - 3時間ほど煮てやわらかくする
- ・水洗いし、水と一緒にミキサーにかける
- ・水に浸したすき枠に流し込む
- ・水を良く切って新聞紙の上に載せて乾かす

注1) 葉が十分柔らかい場合には煮すぎて繊維がばらばらにならないように注意します。重曹の入れすぎにも注意します。

注2) すき枠は、台所にある篩いを用いてもいいですし、自分で作ってもいいです。また、市販のすき枠を使ってもいいです。

注3) 葉を重曹で煮なくても、叩いてすり鉢ですりつぶしてもいいです。

注4) 野菜の葉だけではなく、庭に生えている草や、ごぼうやにんじんなどからも紙が作れます。

注5) 糊剤（片栗粉など）を適宜加えてもいいです。

捨てられる運命にあった、いらぬ葉っぱや皮からできたりサイクル紙に手紙や詩をしたためるなんて、いかがでしょう？

【 エコ自慢 】

my ECO

我が家のエコ対策二題

工藤 莞司

他人様に紹介するようなエコ自慢は持ち合わせていない。敢えて挙げればささやかなエコ(?)対策といった程度のものである。数年前から単身生活を余儀なくされた。そこで気になったのがゴミである。独りなのにまあ良く出るなあと思うほどに生ゴミや紙くず類がある。毎朝通勤時に集積所に寄ることなる。我が家でこれだけの量であるから、この地域では?、区全体では?、東京都の総量は天文学的なものになることは明らかである。更に産業廃棄物が加わる。最近ゴミ処理問題が話題にならなくなったのは幸いであろう。個人的にも、できるだけ少なくしようと思うが出てしまう。そこで、到底自慢にはならないが、せめて燃える物と不燃物に分けて分別収集に協力する位が精一杯の対策である。

何方にもできるガス節約対策を紹介する。麺類は日本人ならば殆どの方が召し上がるでしょう。我が家でも週に数回は戴く。麺は茹でるのが難しいが、簡単な方法で、かつガスを使わないというよりは大幅に節約して茹でる方法を最近会得した。鍋に入れた水を沸騰させ麺を入れて茹でるところまでは、通常の方法と同じである。火力を強くして一度沸騰したら鍋に蓋をして、ガスを止めて火を消す。その後はうどんなら、“5分間程じっと待つ”だけである。細麺なら3×4分程度である。これが均一に巧く茹で上がる。我が家の嫁がテレビから仕入れた裏技で、私は密かに彼女の名前を冠して「システム」と呼び、最近では専らこの方法で麺を茹でるに至っている。是非一度試してみてください。エコや省エネ対策にもなるでしょう。



私のエコ自慢

K子

「環境に優しい」といわれることを日々当然のようにやっていることが自慢です。

何をやっているかということ、例えば、電気は無駄遣いしない、掃除は合成洗剤を使わずに重曹とアルコールと酢で済ます(重曹は磨き粉になり、アルコールはカビや油などの汚れを落とし、酢は水垢などの汚れを落とす、威力は抜群で洗い流さなくてよいので便利です)、特に塩素系の洗剤は使わない、洗濯には米ヌカ石鹸を使う、コーヒーのフィルターは無漂白で古紙再利用のものを買い、リサイクル資源として回収しているもの(ペットボトル、トレー、牛乳パック、カン、ビン、新聞、雑誌、漫画、本)は洗浄・分別して回収してもらい、ただし油等で汚れがシツコイものは回収に出さない(リサイクルによる環境負荷低減度よりも洗浄水による河川の汚染の環境負荷度が大きくなるという調査結果を新聞で見た為)、皿についた油は紙で拭き取ってから洗う、無駄なものは買わない、レイチェルカーソンを思い出す(沈黙の春)、洋服は古着を繕って使う、スーパーでは旬のものや近くで採れたものを選んで購入する(ハウス栽培や輸送にはエネルギーがかかる)、スーパーにはマイバックを持って行きビニール袋は買わない、レトルト食品は買わない(加工等にエネルギーを使うから)、家電は消費電力が小さいものが発売されたという理由では買い換えない(家電の製造と廃棄にかかるエネルギーは新しい家電の節電エネルギーより大抵大きくなると思われるので、故障した場合に消費電力が小さいものを選んで買い換えるようにする)、長く使えるものを選んで買う、車より自転車を使う、寒くても暖房をつけずに我慢する、半田を使うときは鉛フリーを選んで使う、裏面を使う紙はメモ用紙に使う、などです。



【エコ自慢】 my ECO

エコ自慢探し

梅

エコ自慢できることは何だろうと自分の生活を振り返ってみると、あまりに何も考えずに生活をしていることに気が付きます。

例えば、ごみをごみ箱やごみ捨て場に出した時に小さな満足感を感じてしまいます。我が家では、3ヶ月に1度の頻度で、家具を移動してワックスがけを行うほど大掃除が頻繁に行われ、ごみの排出量は相当なものと思われます。又、私の住む県ではごみの分別回収が都内ほどなく、燃えるごみと燃えないごみの区別をする習慣がない為、いまだに判別がよくつかず、会社でごみを捨てる際には、数秒考え込んでしまいます。

そんな私ですが、よく考えてみると強引にでもエコ自慢と言えそうな行動が2点ほどありました。コンビニをよく利用しますが、買い物をした数が少ないときは「シールで結構です」と言うようにしています。その真意は、もしかしたらエコを意識してのものではないかもしれませんが、ほんの少しだけ環境にやさしい行動に結びつくでしょうか。

もう一つのエコを意識した行動は、家の所々に備長炭を置いたり、料理に備長炭を入れておいた水を使用するようにしたり、炊飯する際に備長炭を入れたり、お風呂に布でまいた備長炭を入れることです。炭には調湿効果、吸着効果（土壌改良）、消臭効果、微生物分解、水質浄化、大気中に飛散している窒素酸化物の無害化などの効果があるそうです。さらに花粉症に対する抗菌作用もあるそうです。この季節花粉症の方に、是非お勧めです。

確かに炭効果は、室内の空気清浄や、料理の味などに効果があるように感じられます。置いておくだけ、入れるだけで効果があり、環境にも良いとなれば、炭は環境にも自分にもやさしい優れものです。

家中、炭にならない程度に炭生活を満喫してみようかと思えます。皆様も是非、お試し下さい。

十人十色のエコ方法

ケール100%

『エコ自慢』・・・

私には特に自慢になるようなことがなかったので周りの方々に聞いてみました。

するといろいろな案が出てきました。

トイレのタンクに水をいっぱい入れたペットボトルを入れておく。また、ペットボトルをお風呂に入れておくと水の節約になるとのことです。

伝線したストッキングを台所の三角コーナーに掛ける。細かいごみが排水溝に流れずに便利です。

蛍光灯を体減らしたり、銀紙を貼っておくと電気代の節約になります。

冷蔵庫にビニールのシートをたらすと冷気が逃げるのを防げます。また銀紙を貼っておくと電気代節約になります。

みかんの皮でレンジ周りを擦ると油汚れが良く落ちるらしいです。

使わない電気は消しておく。ただし、トイレの電気は誰もいないことを確認してから消しましょう！

私達のチームでは間違ってコピーしてしまった紙（守秘義務があるので、業務に関するものは即、シュレッダーしています...）を四分割にして、液状ノリとティッシュでメモ帳にして使っています。これはすごく便利です。また、ポストイットなども取っておいて使い回しをしています！！

いろいろありますが、全部エコにもなりますし、節約にもなります。

興味のある方はぜひお試しください！！



【 エコ自慢 】

my ECO

冷蔵庫

TM

冬の寒さがちょっと緩んできましたが、まだまだ寒い日が続きそうですね。私はめっぽう寒がり、夏の暑い日に冷蔵庫の中でよく冷やされたビールを飲むのを心待ちにしています。ビールを飲むたびに冷蔵庫はえらい！と思ってしまうのは私だけではないでしょう。

ところで、最近、冷蔵庫というと「ノンフロン冷蔵庫」という新種の冷蔵庫の売れ行きが好調らしいです。ノンフロン冷蔵庫がちょっと前から気になっていて、いい機会でしたので調べてみました。

今までの冷蔵庫に比べてノンフロン冷蔵庫で何が変わったのかを調べると、今までは冷蔵庫の冷媒にフロンを使っていたのに対して、ノンフロン冷蔵庫ではイソブタンという炭化水素を使って冷蔵庫を冷やしているようです。ですから、ノンフロン冷蔵庫というのは、言い換えれば「イソブタン冷蔵庫」ということになりますね。とても愛着のある名前、私には寧ろこちらの呼び方のほうが世間一般に受けが良いように思えます。

さらに調べてみると、イソブタンというのは自然の中に存在する物質で環境にやさしく、また、今までのフロンに比べて温室効果が40分の1と小さいため、地球を温暖化から救ってくれるようです。（インターネットで調べると、いろいろ非難の声も上がっていますが・・・）ただし、炭化水素と言うだけによく燃えやすいようで、そこが少し心配ですね。メーカーも安全性は十分に考慮しているんでしょうが、いつの日か「冷蔵庫のイソブタンから出火！」なんてニュースが流れることが無いと言い切れませんよね。

新種の冷蔵庫についてお話をしましたが、我が家では当面、冷蔵庫を買い換える予定はありません。冷蔵庫を新しいものに買い換えるのではなく、今持っている冷蔵庫を大事に長く使うのが一番のエコかなと思っています。これからも我が家の冷蔵庫君ががんばってね。

サボテン

新人

「エコ」としてできることといえば、ゴミをきちんと分別するとか、つけた電気をこまめに消すようにするとか.....そういった身近なことがまずあげられると思います。最近はハイブリットカーを利用する人も増えてきたし、太陽光を利用して自己発電して生活している人もいます。

今回「エコ自慢」がテーマということですが、今までにしてきた「エコ」らしい「エコ」といえば、バケツでお風呂の湯をベランダの洗濯機まで運んだことくらい.....それもすぐに腰と腕が痛くなり、数日でやめてしまいました。暑ければすぐさま冷房をつけ、寒ければストーブの前でホットカーペットにくるまれて.....むしろ、自分は環境にとって有害な生き物といえるでしょう。

こんな私ですが、日々の生活の中でひとつだけ自然に関わっていることがあります。それは、サボテンを育てていることです。サボテンといっても、縁日の屋台で250円で買った、高さたった5~6センチくらいの小さなものです。朝・晩に水をあげているだけです。放置しているといってもいいものです。

しかし、「すぐ枯れてしまうだろう」と思っていた当初の意図とは裏腹に、サボテンはどんどん背が伸びて、20センチを悠に超えてしまいました。そればかりか、ベランダから風に吹かれてマンション8階から下に落ち、パツリと割れてしまった後も、半分の体になりながらさらに伸び続けているのです。私は植物の強さに圧倒されてしまいました。最近では、そんな姿に励まされ、癒されて、植物と人間というより生き物としての「同僚」のように感じるようになりました。

都会に住んでいるとなかなか緑を見ることもないし、環境破壊もあまり身近に感じられない、だから「エコ」というと義務感を感じて辟易してしまいがちです（私だけかもしれませんが）。自分を癒してくれる身近な動物や植物に感謝を向けることから始めてみたいものですね。

持参したパソコンに電源を入れ、自作レジメの他に参考書やポケット六法を机に出して、自室に勉強環境をセットした。相部屋となった勤務弁理士は、その様子を見て驚き、「今年の受験は止めようかなあ…」と呟いた（結局、彼は研修を履修したが、試験は受けなかった）。

それから3日間、朝、昼、夕の食事と団体行動の時間以外は、ホテルに籠ってレジメの改訂に明け暮れた。おそらく、バンクーバーでの勉強時間は40時間を軽く越えていたと思う。そのお陰で、民法と民事訴訟法のレジメの一通りの改訂を済ませ、知財四法の重要条文と要件事実集に取り掛かれる状態まで仕上げ、ほとんど遊ぶことなく帰国した。

二度目の試験

「万が一にも落ちられない」と思うと、「万に一つの確率では落ちてしまう」という不安感が生まれてきた。「あと二週間で試験」という時点になって、言いようのない不安感に襲われたが、試験前だからといって仕事が減るわけでもない。

結局、「落ちられない試験」の辛さと精神的重圧を身に染みて感じながら、「試験休み」を全く取ることなく、試験日を迎えた。試験会場に着くと、見慣れた顔や久しぶりに見る顔が多かった。「二回目だから恥ずかしいな」という気持ちがあったが、誰しも自分のことに精一杯で、互いに挨拶しても会話が続かなかった。

民法と民訴法については、勉強量に比較して、出題された内容はあま

りに少なかったので拍子抜けした。「もっと沢山の問題を出して欲しい」と思う反面、少ない問題の解答を誤ると致命傷になる、とあって緊張した。ともあれ、題意を外すことなく落ち着いて解答した。

落ちなくて良かった・・・

合格発表の朝は、妙な気分であった。試験後の解答合わせの結果から、「絶対」と言えるほどの自信はあったが、「万に一つの確率では落ちる」と思うと、わけもなく不安になってきた。背水の陣で受験して落ちたら「溺れる」しかない。

合格を知ったとき、嬉しいとかの気持ちはなく、「落ちなくて良かった」という安堵感しかなかった。やがて、知人やお客様、お世話になっている方々から、お祝いメールが届いた。

米国に駐在しているお客様（知財部員）から、「特許庁のHPの、平成16年度特定侵害訴訟代理業務試験合格発表でお名前を拝見いたしました。以前、創英ボイスの手記を拝見し、まさに背水の陣で臨まれるのだなとご決意に喝采しておりました。本当におめでとうございます。」

というメールを頂戴し、あらためて「落ちなくて良かった」と強く実感した。

再受験での収穫

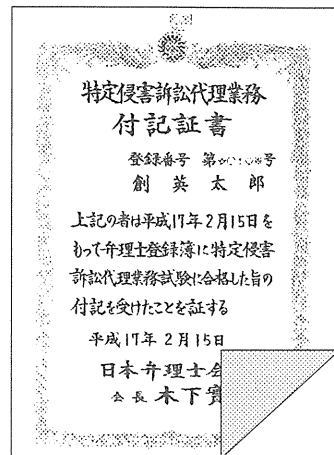
再受験を強いられたことにより、民法と民事訴訟法の体系的理解ができたことは成果である。また、不正

競争防止法のような実務で関わることのない分野の理解も進んだ。仮に初回受験で合格していたら、低レベルの法律知識のままであったと思うと、この再受験は大きな収穫があった。

知識の面だけでなく、精神の面でも成果があった。不合格までの20年余りの弁理士生活は、行け行けドンドンの連続であり、ある意味で負け知らずの20年間だった。よもやと思っていた試験に落ちて、天狗の鼻を見事にへし折られた。

物事を進めるときには慎重さが大切である、ということの思い知らされた。そのような意味で、今になって思い返すと、私の場合は「不合格になって良かった」のかもしれない、と思う。

ともあれ、「落ちられない試験」の重圧を感じ、背水の陣で受験して落ちたら「溺れる」しかない、と思いつつ、ひたすらレジメ作りに没頭した日々…とりわけ、バンクーバーのホテルの部屋から、積み上げた参考書やポケット六法の向こうに見えていた、朝、昼、夕そして夜の街の景色が、今は懐かしく思い出される。



※氏名を加工しています。



中国知的財産だより

中国では、日常生活をはじめビジネスの場合でも、殆どの場合、西暦を使っていますが、「過年」（お正月）だけは「元旦」（西暦の1月1日）ではなく、旧暦の1月1日（「春節」）を「お正月」としています。この旧正月は、西暦にすると、毎年毎年変わります。今年の旧正月は、西暦でいう「2005年2月9日」でした。

この「お正月」を迎えるにあたり、今年2月初旬に、中国国家知的財産局（S I P O）は、2004年の特許出願の状況等に関する統計データを公表し、「2004年中国知的財産権十大典型案件」、「2004年中国知的財産権十大注目ニュース」、「2004年中国知的財産権十大注目人物」や「2004年大学特許申請トップテン」をホームページに発表しました。

この発表によれば、2004年の中国における特許、実用新案、意匠の出願件数は、353,807件に増え（2003年：308,487件）、その中、日本の企業等からの出願件数は、30,444件（2003年：24,241件）となり、依然として連続増加傾向を示しています。

「中国知的財産権十大注目ニュース」の第一位にランクされたのは、中国国家総理 温家宝が2004年6月の地方視察で、「世界の未来における競争は知的財産権の競争であり、国家繁栄と民族復興のために、わが国の優良企業が自身の世界級ブランドを創るべきである」と発言したことでした。S I P Oは、「この発言が、中国の技術経済戦略がこれから進むべき方向を世界に示した」と解釈しています。

これらの統計データや記事等から、外国企業等が中国における知的財産権の取得及び権利行使を依然として重視する姿勢が窺えることは言うまでもありませんが、一方で、中国国内企業も知的財産に対する意識を高め、国内企業自身の開発及び知的財産権による保護を求めるとを旨とし、外国企業からの「知的財産包囲」に対する反撃を始めようとしているという印象を受けています。

* 上海雑感 *

私事ですが、14年ぶりに故郷（上海）で「過年（お正月）」を迎えることができ、あらためて「中国新年」の賑やかさに感激しました。

伝説によれば、むかしむかし、「年」という名前の怪物がいて、人々の生活をあの手この手で惑わしていたような。ある冬が終わる頃、人々は勇気を出して、

爆竹の音でこの怪物を退治しました。そして、それから、爆竹の音の中で「年を過ごす」—即ち「過年」—ことが習慣となったそうです。

「過年」は一年の中で、最大のイベントで、昔は様々な伝統行事をしなければなりませんでした。時代の流れとともに簡略化されてきています。特に都市部では、より簡略化されています。

現在の上海では、「過年」は、「年夜饭」（大晦日の家族団欒の夕飯）、「放鞭砲」（爆竹）、拜年（新年のご挨拶）と「压岁钱」（お年玉）だけとなっています。また、残っている習慣にも時代が反映されています。例えば、「年夜饭」は、私の記憶では、母をはじめとして家族全員が一週間前から市場等で「年貨」（「年夜饭」の材料）の買出しをして、前日から下準備をして、大晦日の夜に家の食卓を囲んで賑やかに食べる一年で最大のご馳走でした。しかし、近年では、上海人の「年夜饭」の場所は、自宅からレストランに移りました。外食産業が充実していることや、上海家庭ではお手伝いさんが多く雇用されていますが、旧正月で帰省し、普段、家事をしない人は、レストランでの「年夜饭」をすることが一般化したためです。

「年夜饭」を終え、新年のカウントダウンの時間に欠かせないのは、家族麻雀をしながらテレビ（「春節聯歡晚会」（日本で言うNHKの紅白歌合戦））を見ることです。新年0時に近づくと、どこからともなく爆竹の音が聞こえてきます。0時になった瞬間には、鼓膜が破けそうな破裂音が鳴り響き、爆竹はクライマックスを迎えます。そして、その音の中で中国式「過年」を実感し、爆竹とともに、冬空に花火があちこちに打ち上げられていました。

旧正月は、一日目から七日目まで連休となり、その間に、新年のご挨拶（「拜年」）をしに、親戚や友人の家を回るのが礼儀とされています。伺った家に子供がいれば、「压岁钱」（お年玉）を配るのも常識です。中国は「一人っ子政策」があり、殆どの家庭には一人の子供しかいませんので、収支は通常は平衡となります。この習慣で、儲かるのは、子供本人と、おそらく、「红包」と称するお年玉袋のメーカーではないかと邪推しています。

一週間の旧正月連休が終わり、「連休明け症候群」を克服し、仕事に専念しようとしたのですが、お昼休みには、早速、来年の「過年」の日がいつになるか計算してしまいました。鬼が笑いますね…。